

個人情報の保護に配慮した川崎市が設置し、又は管理する防犯（監視）カメラの画像の取扱い等に関する指針

(19川総行情第731号)

1 目的

この指針は、本市が設置し、又は管理する防犯（監視）カメラにより撮影し、記録される画像について、個人情報の保護に配慮した適正な画像の取扱い等が行われるよう、実施機関を対象として、基本となる事項等を整理しまとめることにより、画像の漏えいの防止など個人情報の保護を図ることを目的とする。

2 定義

- (1) 防犯（監視）カメラとは、川崎市が設置し、又は管理する犯罪の防止を目的とする防犯カメラ及び防災、施設管理等を目的とする監視カメラで、特定の場所に継続的に設置され、かつ、特定の個人を識別できる画像を撮影する可能性のあるものをいう。
- (2) 画像とは、防犯（監視）カメラにより撮影し、記録される画像で特定の個人を識別できる可能性のある画像を含むものをいう。
- (3) 実施機関とは、市長、公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

3 実施機関の責務

実施機関は、防犯（監視）カメラを設置し、又は管理し、特定の個人を識別できる画像を撮影する可能性があるときは、個人情報に係るプライバシーの保護を図るための措置を講ずるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

4 画像の収集、利用及び提供の制限

- (1) 実施機関は、防犯（監視）カメラを設置し、不特定多数の人の画像を収集するときは、個人情報に配慮する観点から画像の適正な維持・管理等に努め、正当な行政執行に関連があるときを除き、利用目的の範囲を超えた画像の利用や、実施機関以外のものに対する画像の提供をしない。なお、防犯（監視）カメラを設置したときは、速やかに情報公開運営審議会に設置状況等を報告するものとする。
- (2) 実施機関は、防犯（監視）カメラを設置し、他の情報と照合するなど、特定の個人が識別される画像を収集し、組織的に利用するものとして保有するときは、個人情報保護条例（以下「保護条例」という。）第2条第5号の「保有個人情報」として取り扱い、画像の収集についてあらかじめ本人の同意を得ているとき又は法令の定めがあるときを除き、情報公開運営審議会の意見を聴いて防犯（監視）カメラを設置するものとする。

5 管理責任者の設置等

- (1) 実施機関は、画像の適正な取扱いを確保するため、画像管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。
- (2) 管理責任者は、当該画像を利用して行う事務を所管する課長又はそれに相当する職にある者をもって充てる。
- (3) 管理責任者は、防犯（監視）カメラの設置表示や画像の保管方法等に係る防犯（監視）カメラの取扱マニュアル等を作成し、画像の漏えい、滅失又はき損の防止等の個人情報を保護するために必要な措置を講じる。

6 適正な維持管理等

実施機関は画像の保護を図るため、次に掲げる事項について必要な措置を講じるものとする。

- (1) 画像を保存する場合は、当該画像を加工することなく撮影時の状態のまま保存する。
- (2) 防犯（監視）カメラの設置目的を達成するために必要な場合を除き、画像を複製しない。
- (3) 管理責任者の許可なく画像を記録した記録媒体を画像表示装置又は録画装置の設置場所以外に持ち出さない。
- (4) 画像の保存期間（重ね撮りする場合は、上書きするまでの期間）は、漏えい、滅失又はき損の防止、その他の画像の安全管理のため必要最小限度の期間とする。ただし、これによりがたい事情があるときは設置目的に応じて管理責任者が保存期間を定める。
- (5) 保存期間を経過した画像については、漏えい防止のため、これを確実かつ速やかに消去する。また、画像を保存していた記録媒体の廃棄にあたっては、画像の消去を確実に行った上で、破砕あるいは裁断等の措置を講じる。
- (6) その他、画像の保存等にあたっては、川崎市情報セキュリティ基準を遵守する。

7 受託者等の義務

- (1) 実施機関から防犯（監視）カメラの設置又は管理の委託を受けた者及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により市の指定を受けたもの（以下「受託者等」という。）が、画像を保有する場合についても実施機関と同様に個人情報の保護に努める。
- (2) 実施機関は、受託者等に対し画像の保護を図るため、契約書等に委託を受けた者が遵守すべき事項等を明記する等の必要な措置を講じる。

8 開示請求等

実施機関は、本人及び保護条例第16条第4項で開示請求を認められた者（以下「本人等」という。）から画像の個人情報開示請求があったときは、画像だけではなく他の情報と照合するなど、本人の確認について慎重な措置を講じるものとする。

また、実施機関は、本人等以外の者から画像の開示請求があったときは、情報公開条例により取り扱うものとする。なお、開示については「電磁的記録の開示に関する事務取扱要領（平成13年4月1日）」により行う。

9 苦情の処理

実施機関は、防犯（監視）カメラにより撮影し、記録される画像の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

10 附則

本指針は、平成19年8月1日より適用する。

附 則

本指針は、平成24年9月1日より適用する。

附 則

本指針は、平成29年11月1日より適用する。

附 則

本指針は、平成31年4月1日より適用する。